

建設業法施行事務必携

監修

兵庫県土木部総務課建設振興室

大成出版社

その他添付書類

図書名	審査内容
1 定款 (法人のみ)	(1) 商号、事業目的、役員数、決算期等の事項について、申請書等の記載内容と照合し、確認する。 (2) 事業目的の中に、「建設業の請負」の項目が明示されていない場合、定款目的の変更を行わせること。 (3) 最終変更後の整理したもの又は変更議事録を添付させること。
2 商業登記簿謄本	(1) 商号、所在地、資本金、役員氏名、支配人、事業目的、設立年月日等の項目について、申請書等の記載内容と照合し、確認すること。 (2) 事業目的の中に、「建設業の請負」の項目が明示されていない場合、登記事項を変更させること。 (3) 個人の場合、支配人登記を行っている場合のみ添付させること。 (4) 法務局の奥書証明年月日は、3箇月以内のものを添付させること。
3 事業税納付済領証明書	(1) 法人……法人事業税}直前1年分の納税証明書を添付させること。(所轄財務事務所の証明) 個人……個人事業税}なお、赤字決算又は課税標準額に満たない等の理由により、納税証明書が添付できない場合 ア 法人申請の場合……法人県民税納付領収書の写し イ 個人申請の場合……理由書(別添資料のとおり)を添付させること。
4 営業所付近見取図	必ず最寄りの駅名、バス停留所名等を記載させ、申請場所を朱書きさせること。
5 営業報告書	株式会社の申請については必ず添付せること。ただし、定められた様式はないので、自社で作成した報告書であっても業績等について記入してあれば受理する。